

「九条跨線橋側壁修繕業務」仕様書

(担当:鷲尾、山口 Tel:075-591-0013)

1 件名

九条跨線橋側壁修繕業務

2 目的及び概要

本市が管理する九条跨線橋において側壁が劣化しているため、浮いているコンクリートを除去、固化材を散布すること、表面被覆工の欠損部分の止水処理を行うことにより、劣化の抑制をおこなうもの。

3 工事期間

令和8年1月 16 日まで

4 場所

京都市南区東九条河西町地内(九条跨線橋)

5 範囲

箇所図【別紙1】、実施内容【別紙2】の範囲

6 内容

- ・浮いているコンクリート片の除去
 - ・除去部分への固化材散布(オバナヤ・セメンテックス社製「かため太郎」同等品)
 - ・除去部分の境界部分の表面被覆工が浮いている箇所に対してシーリング材による止水処理
 - ・ひび割れ部分にシーリング材注入
 - ・交通誘導警備員
- ※【別紙3】参考

7 支払条件

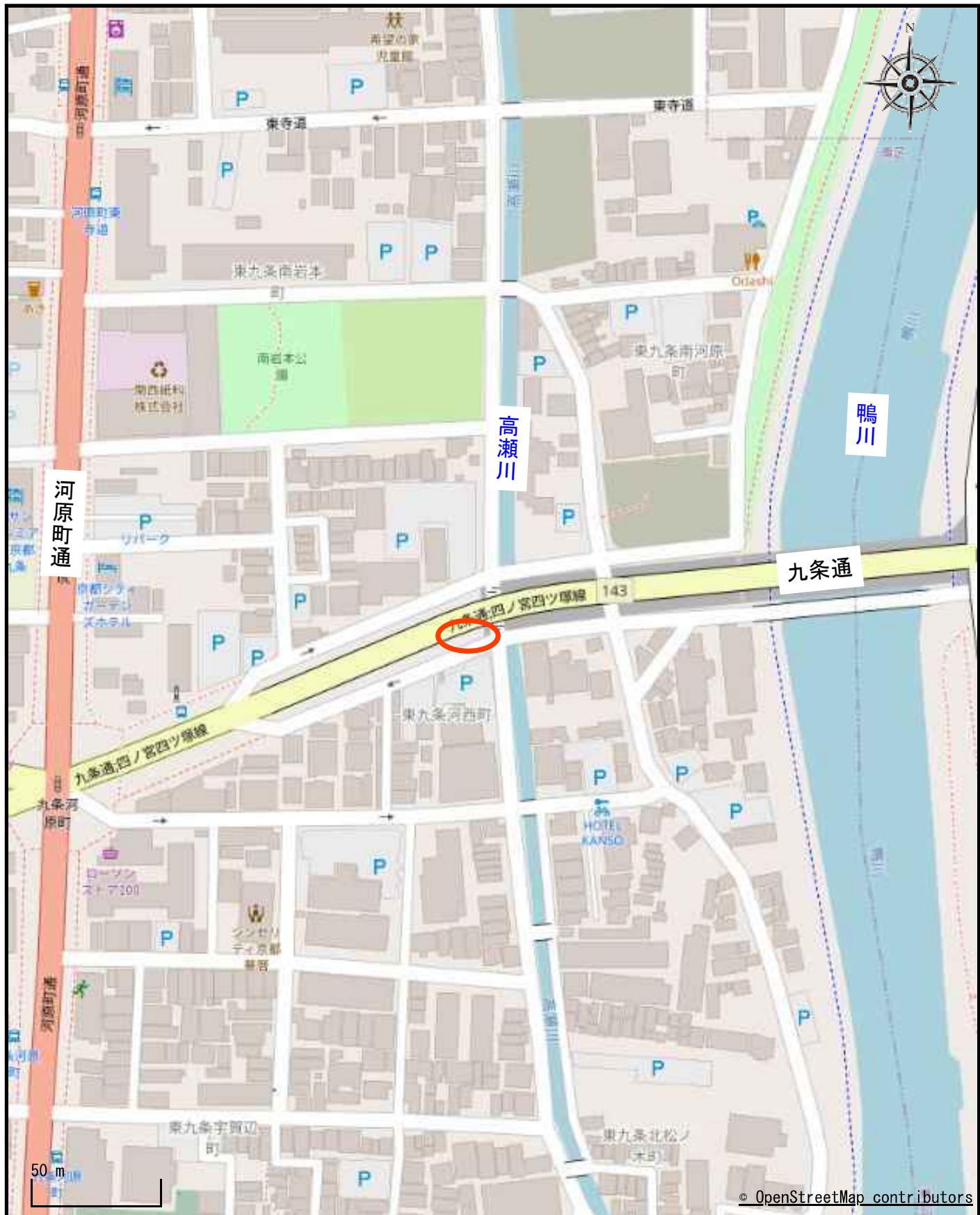
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 歩行者に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。特に、固化材が歩行者に飛散しないように養生しながら作業すること。
- 浮いているコンクリート片を道路へ落下させないよう細心の注意を払うこと。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者で道路使用の手続きを行うこと。

位置図

【別紙1】



京都市南区東九条河西町 地内

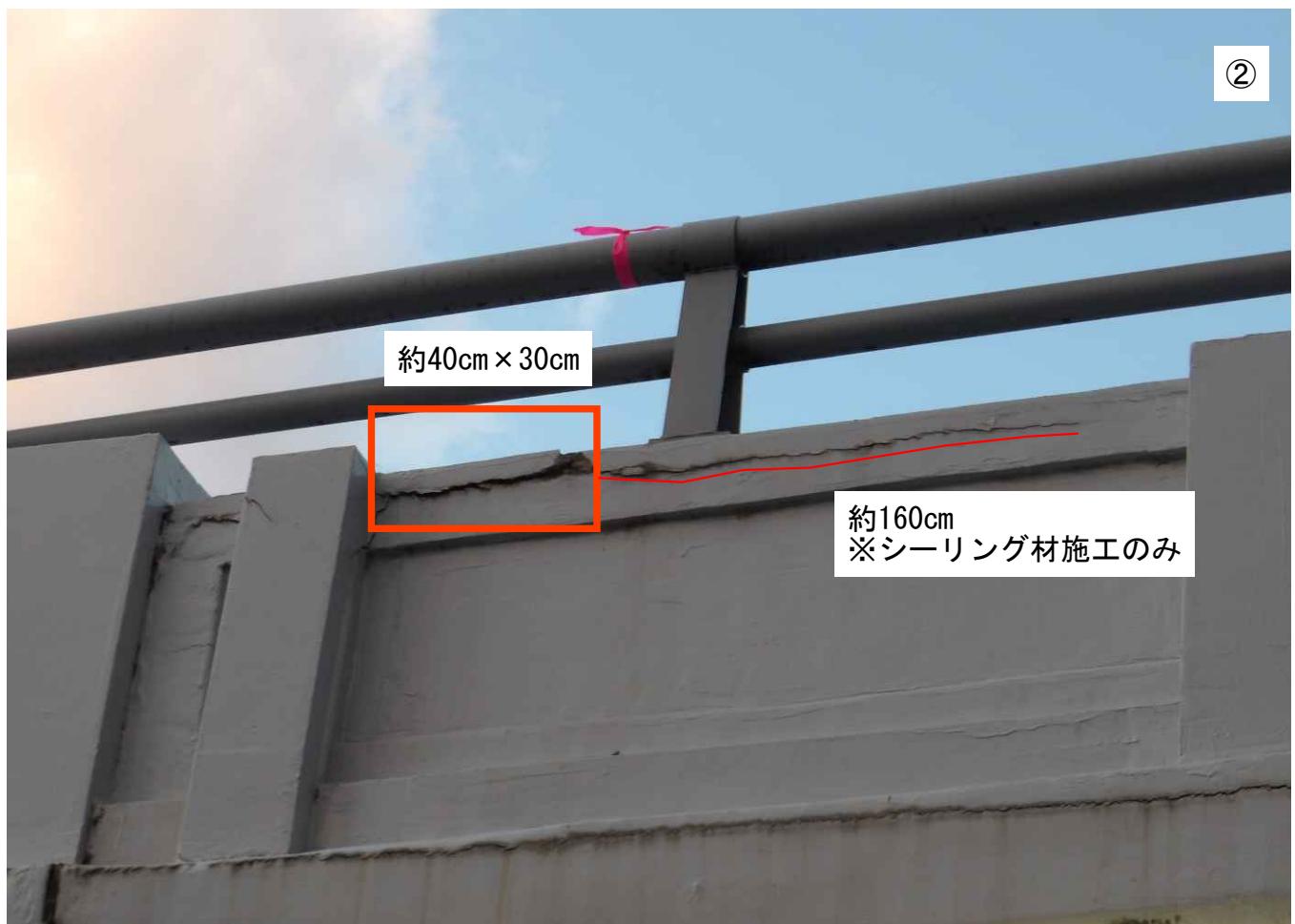
○：作業箇所



①

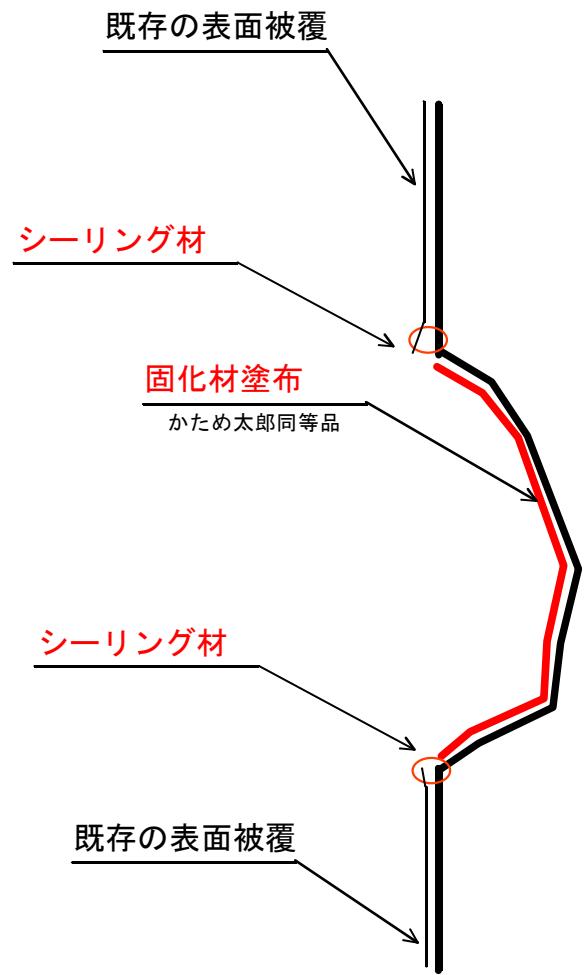


②





コンクリート浮き部分



ひび割れ部分

